

資料編

資料編 目次

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	1
浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表	5
あきる野市防災会議条例	7
あきる野市災害対策本部条例	9
災害時応援協定等一覧	10
地震に対する10の備え	14
地震その時10のポイント	16

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	収容人員(人)	指定緊急避難場所			指定避難所	帰宅困難	バリアフリートイレ
						地震(火災)	土砂	洪水(外水)			
東秋留	1	南秋留児童館	雨間 801-2	559-4646	100	②	○	△			
	2	南秋留小学校校庭	雨間 810	558-1136	9,000	○	—	—			
	3	南秋留小学校体育館	雨間 810	558-1136	364	①	△	△	○		
	4	鳥居場会館	雨間 999-2	—	175	②	△	○			○
	5	いきいきセンター	雨間 1946	558-3344	50	②	△	○			○
	6	東部図書館エル ※会議室、エントランス部分	野辺 39-27	550-5959	100					○	○
	7	前田小学校校庭	野辺 92	559-7611	7,207	○	—	—			
	8	前田小学校体育館	野辺 92	559-7611	364	①	○	○	○		
	9	前田児童館及び野辺地区会館	野辺 126-4	558-7331	270	②	○	○			
	10	若竹児童館	野辺 1123	558-6231	100	②	○	○			○
	11	東秋留小学校校庭	野辺 1123	558-1126	6,391	○	—	—			
	12	東秋留小学校体育館	野辺 1123	558-1126	358	①	○	○	○		
	13	玉見会館	小川東 2-9-8	—	200	②	○	○			○
	14	秋多中学校校庭	二宮 334	558-1124	15,130	○	—	—			
	15	秋多中学校体育館	二宮 334	558-1124	621	①	○	○	○		
	16	都立秋留台公園	二宮 673-1	559-6910	60,000	○	—	—			○
	17	秋川体育館	二宮 683	559-1163	1,639	①	○	○	○		○
	18	中央公民館	二宮 683	559-1221	600	①	○	○	○		○
	19	二宮地区会館	二宮 1151	—	175	②	○	○			
	20	総合グラウンド	二宮東 1-11-2	558-9281	52,074	○	—	—			
	21	屋城小学校体育館	二宮東 1-12-1	558-1129	364	①	○	○	○		
	22	屋城児童館	二宮東 1-13-1	558-5288	110	②	○	○			
	23	都立秋留台高等学校校庭	平沢 153-4	—	12,800	○	—	—			
	24	東中学校校庭	平沢 200	558-1125	12,269	○	—	—			
	25	東中学校体育館	平沢 200	558-1125	524	①	○	○	○		
	26	農業会館	平沢 300-2	—	125	②	○	○			

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

第3編

雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	収容人員(人)	指定緊急避難場所			指定避難所	帰宅困難	バリアフリートイレ
						地震(火災)	土砂	洪水(外水)			
多西	27	草花台会館	草花 1327-1	-	105	②	○	○			
	28	多西児童館	草花 2572	558-6230	165	②	○	○			○
	29	多西小学校校庭	草花 2885	558-1128	10,910	○	—	—			
	30	多西小学校体育館	草花 2885	558-1128	358	①	△	○	○		
	31	草花小学校校庭	草花 3130	558-1133	9,409	○	—	—			
	32	草花小学校体育館	草花 3130	558-1133	364	①	○	×	○		
	33	草花児童センター	草花 3130	558-3112	165	②	○	×			
	34	御堂中学校校庭	草花 3322	559-6211	15,886	○	—	—			
	35	御堂中学校体育館	草花 3322	559-6211	645	①	△	△	○		
	36	御堂会館	草花 3482-16	-	175	②	○	×			○
	37	菅生交流会館	菅生 582	-	100	②	○	○			
	38	市民球場	原小宮 353	558-8177	12,500	○	—	—			○
西秋留	39	楓ヶ原会館	引田 512-2	-	160	②	○	○			
	40	一の谷児童館	引田 928	558-0266	140	②	○	×			
	41	一の谷小学校校庭	引田 980	559-4501	7,401	○	—	—			
	42	一の谷小学校体育館	引田 980	559-4501	364	①	○	×	○		
	43	西中学校校庭	上代継 190	558-6260	16,160	○	—	—			
	44	西中学校体育館	上代継 190	558-6260	600	①	○	○	○		
	45	西秋留小学校校庭	上代継 292	558-1127	10,821	○	—	—			○
	46	西秋留小学校体育館	上代継 292	558-1127	358	①	○	○	○		
	47	若葉児童館	上代継 303-5	559-3967	100	②	△	○			○
	48	千代里会館	上代継 424	-	175	②	○	○			○
	49	代継会館	上代継 693-1	-	50	△	○	×			○
	50	油平クラブハウス	油平 92-7	559-7531	76	②	○	△			○
	51	あきる野ルピア 3・4F	秋川 1-8	550-4700	624	①	○	○	○		○
増戸	52	秋川キララホール ※ロビー、エントランス部分	秋川 1-16-1	559-7500	280					○	○
	53	山田グラウンド	山田 1-1	596-4075	8,230	○	—	—			
	54	森の下公園	伊奈 851-2	-	3,290	○	—	—			○
	55	五日市ファインプラザ	伊奈 859-3	596-5611	1,000	①	○	○	○	○	○
	56	増戸会館	伊奈 1157-5	596-0109	50	②	○	○			○
	57	増戸小学校校庭	伊奈 1173	596-0240	9,429	○	—	—			
	58	増戸小学校体育館	伊奈 1173	596-0240	373	①	○	○	○		
	59	増戸中学校校庭	伊奈 1181	596-0241	8,131	○	—	—			
	60	増戸中学校体育館	伊奈 1181	596-0241	494	①	○	○	○		

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

地区	番号	施設名称	所在地	電話番号	収容人員(人)	指定緊急避難場所			指定避難所	帰宅困難	バリアフリートイレ	第1編 震災編	第1部
						地震(火災)	土砂	洪水(外水)					第2部
五日市	61	五日市小学校校庭	五日市 315	596-0017	9,646	○	—	—					第3部
	62	五日市小学校体育館	五日市 315	596-0017	463	①	○	○	○				第4部
	63	五日市中学校校庭	五日市 400	596-0173	11,104	○	—	—				第2編 風水害編	第1部
	64	五日市中学校体育館	五日市 400	596-0173	569	①	×	○	○				第2部
	65	五日市地域交流センター	五日市 411	558-1111	480	①	○	○	○	○	○		第3部
	66	五日市会館	五日市 412	558-1111	510	①	○	○	○		○	第3編 雪害編	第1部
	67	都立五日市高等学校校庭	五日市 894	-	10,680	○	—	—					第2部
	68	小和田グラウンド	小和田 8	596-1599	43,883	○	—	—			○		第3部
	69	都立小峰公園	留原 284-1	595-0400	3,317	○	—	—			○	第4編 火山編	第1部
	70	小峰運動公園	小峰台 11	-	10,035	○	—	—					第2部
	71	フレア五日市令和7年7月開館	館谷台 26-1	588-4200	150					○	○		第3部
戸倉	72	戸倉会館	戸倉 133-4	-	50	②	×	○				第5編 その他編	第1部
	73	アートスタジオ五日市	戸倉 300	595-2649	44	②	×	○					第2部
	74	戸倉しろやまテラスグラウンド	戸倉 325	595-1234	4,497	○	—	—					第3部
	75	戸倉しろやまテラス体育館	戸倉 325	595-1234	378	①	△	○	○				第4部
	76	戸倉運動場	戸倉 611-1	-	6,744	○	—	—					第5部
	77	ふるさと工房五日市	乙津 671	596-6000	282	①	○	○	○		○	資料編	第1部
小宮	78	小宮ふるさと自然体験学校校庭	乙津 1984	596-0414	2,950	○	—	—					第2部
	79	小宮ふるさと自然体験学校2・3F	乙津 1984	596-0414	380	①	△	○	○	○			第3部
	80	小宮ふるさと自然体験学校体育館	乙津 1984	596-0414	392	①	×	○	○				第4部
	81	小宮会館2階	乙津 1997	-	50	②	△	○					第5部
	82	養沢センター	養沢 290-1	596-2151	1,000	○	—	—					第6部

※ 災害の規模、被害の状況により、指定緊急避難場所及び指定避難所以外にも、町内会館・自治会館やその他の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

表の見方

【指定緊急避難場所】

<地震> ○＝延焼火災やその他の危険を回避するため避難する校庭や公園などの施設及び場所。

①＝被害状況により、必要に応じ開設する施設。

②＝①の避難状況や被害が拡大した場合に開設する施設。

△＝安全性に配慮して開設する施設。

<土砂> ○＝土砂災害警戒区域等の区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設。

△＝土砂災害警戒区域等の区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設。

×＝土砂災害警戒区域等にあるため対象外の施設。

－＝屋外のため対象外の施設。

<洪水> ○＝国及び東京都が示す浸水想定区域外にあり、災害の規模等により、必要に応じ開設する施設。

△＝浸水想定区域が敷地及び施設の一部にあり、安全性に配慮して開設する施設。

×＝浸水想定区域にあるため対象外の施設。

－＝屋外のため対象外の施設。

【指定避難所】

○＝家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた被災者が、一定期間滞在する施設。被害状況により、必要に応じ開設する。

【帰宅困難】

○＝帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水 想定 区域	家屋倒壊 等氾濫 想定区域	土砂災 害警戒 区域	第1部	
							第1編	第2部
1	南秋留児童館	雨間 801-2	559-4646	○			第1編 震災編	第3部
2	南秋留小学校	雨間 810	558-1136	○		○		第4部
3	星野小児科内科クリニック	小川東 1-19-20	559-7332	○	○			
4	ゆくい	二宮東 1-6-2	533-3151		○			
5	秋川病院	平沢 472	558-7211		○	○		
6	有料老人ホーム あずみ苑 グランデ平沢	平沢 473-1	532-8157		○		第2編 風水害編	第1部
7	ここのえ	平沢 478-12	559-4850	○	○			第2部
8	介護老人福祉施設 草花苑	草花 1980	559-8131			○		第3部
9	介護老人福祉施設 麦久保園	草花 2219	550-2201			○		
10	草花クリニック	草花 2724	558-7127		○			
11	ひばり	草花 2775-8	533-3391		○		第3編 雪害編	
12	ひばりの家	草花 2775-8	533-3391		○			
13	多西小学校	草花 2885	558-1128			○		
14	めぶき	草花 3012-19	550-0036		○			
15	草花学童クラブ（児童センター）	草花 3130	558-3112	○	○			
16	草花小学校	草花 3130	558-1133	○			第4編 火山編	
17	三澤歯科医院	草花 3310	558-7011	○				
18	御堂中学校	草花 3322	559-6211	○		○		
19	布田歯科医院	菅生 116	558-7272	○		○		
20	介護老人福祉施設 コスモホーム	菅生 1159	558-7010			○		
21	養護老人ホーム松楓園	菅生 1159	558-7010			○	第5編 その他編	
22	介護老人福祉施設 和敬園	菅生 1159	558-7012			○		
23	ころりん村幼児園	菅生 1250	559-4522		○			
24	介護老人福祉施設 ほたるの郷	菅生 1453	550-8570		○			
25	菅生学園初等学校 東海大学菅生高等学校中部	菅生 1468	559-9101 559-2411			○		
26	東海大学菅生高等学校	菅生 1817	559-2200		○	○	資料編	
27	ワークスタジオかがわ	引田 659-1	550-5245		○	○		
28	一の谷児童館	引田 928	558-0266	○	○			
29	一の谷小学校	引田 980	559-4501	○	○			
30	若葉児童館	上代継 303-5	559-3967			○		

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水 想定 区域	家屋倒壊 等氾濫 想定区域	土砂災 害警戒 区域
31	網代ホームきずな	網代 250	596-0121			○
32	介護老人福祉施設 福楽園	網代 326-1	596-4112			○
33	増戸保育園	横沢 134	596-4627			○
34	ひとみ母乳育児相談室	三内 225-5	596-5183			○
35	金木星の郷 作業棟	三内 452	596-3590			○
36	介護老人福祉施設 増戸ホーム	三内 485-1	596-3456			○
37	五日市小学校	五日市 315	596-0017			○
38	五日市児童館（第1学童クラブ）	五日市 315	596-6753			○
39	五日市中学校	五日市 400	596-0173			○
40	五日市高等学校	五日市 894	596-0176			○
41	小机クリニック	小中野 160	596-3908			○
42	介護老人福祉施設 第二紫水園	小和田 15-4	596-5280	○	○	○
43	光明第六保育園	留原 50	596-1303			○
44	あきる野ケアハウス	留原 674-1	533-7811			○
45	ケアホーム金木星の郷	留原 720-3	596-3590			○
46	未来	館谷 21-1	596-5650	○	○	
47	あたご苑ケアハウス	入野 599-1	533-0104			○
48	介護老人福祉施設 あたご苑	入野 811	596-5151			○
49	戸倉ヴィラ	戸倉 519-2	588-5215			○
50	まるやま助産院	戸倉 1170	090-3524- 2987			○

あきる野市防災会議条例

平成7年9月1日条例第102号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、あきる野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) あきる野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてあきる野市(以下「市」という。)の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命したものををもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 東京都知事の部内の職員
 - (3) 警視庁の警察官
 - (4) 東京消防庁の消防吏員
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) あきる野市教育委員会の教育長
 - (7) あきる野市消防団員のうちから市長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

第1部

第1編

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

第2編

第2部

風水害編

第3部

第3編

雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議には、部会を置くことができる

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

あきる野市災害対策本部条例

平成7年9月1日
条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、あきる野市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、あきる野市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、あきる野市規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

第1部

第1編

第2部

震災編

第3部

第4部

第2編

第1部

風水害編

第2部

第3部

第3編

雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

災害時応援協定等一覧（64件）

締結日	協定等名称	締結先
平成7年9月1日	消防事務の委託に関する付属協定書	東京都知事
平成7年10月24日	消防水利の設置等に関する協定	東京消防庁秋川消防署長
平成8年3月1日	震災時等の相互応援に関する協定	八王子市長外 29 市町村長
平成8年4月1日	あきる野市防災行政無線局の設置に伴う運用等に関する協定書	東京消防庁秋川消防署長
平成11年4月26日	災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	秋留台地区畑地かん水施設管理組合長
平成17年7月1日	消防相互応援協定書	青梅市長外 6 市町村長
平成18年2月10日	友好姉妹都市災害時相互応援協定書	宮城県栗原市長
平成20年1月28日	避難住民に対する理容サービス業務の提供に関する協定書	東京都理容生活衛生同業組合五日市支部長
平成20年2月29日	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	株式会社レンタルのニッケン八王子営業所長
平成20年2月29日	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定書	昭和工業ハウス株式会社代表取締役
平成20年3月17日	非常通信の運用に関する協定書	東京消防庁秋川消防署
平成21年9月5日 令和6年8月1日修正	災害時における応急対策業務に関する協定書	あきる野市建設防災協力会
平成21年9月5日	災害時における防災活動の協力に関する協定書	西多摩緊急災害協力会
平成21年11月30日	災害時における救援物資の供給等に関する協定書	秋川農業協同組合
平成23年3月4日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長
平成23年7月1日	災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局 流域下水道本部
平成23年10月18日	災害時における避難場所等の応急対策業務に関する協定書	あきる野電設協力会
平成23年12月26日	災害時における応急救護活動についての協定書	公益社団法人 東京柔道接骨師会
平成24年2月9日	災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	東京都立あきる野学園
平成24年4月6日	災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	あきる野市老人福祉施設 連絡協議会
平成24年10月1日	災害時における動物救護活動に関する協定書	東京都獣医師会多摩西支部
平成24年12月19日	災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定	株式会社リーガルマインド
平成24年12月20日	災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定	大洋自動車交通株式会社 福生営業所

締結日	協定等名称	締結先
平成 25 年 3 月 1 日	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定書	西東京バス株式会社
平成 25 年 3 月 29 日	災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定	京王自動車株式会社
平成 25 年 9 月 1 日	避難場所施設利用に関する協定書	東京都立秋留台高等学校
平成 25 年 9 月 1 日	避難場所施設利用に関する協定書	東京都立五日市高等学校
平成 26 年 1 月 24 日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
平成 26 年 4 月 1 日	避難標識設置に関する協定書	特定非営利活動法人 都市環境標識協会 株式会社トーコン
平成 26 年 7 月 1 日	災害時における応急対策業務に関する協定書	東京土建一般労働組合 西多摩支部
平成 26 年 7 月 1 日	災害時における建築物の応急危険度判定に関する協定書	東京土建一般労働組合 西多摩支部
平成 27 年 4 月 1 日	阿伎留病院企業団構成市町村及び 阿伎留病院企業団の東京都区市町村災害医療 コーディネーターの選出等に関する協定書	日の出町 檜原村 阿伎留病院企業団
平成 27 年 4 月 13 日	災害発生時における帰宅困難者の受入れ等に関する協力協定書	株式会社東京サマーランド
平成 27 年 7 月 1 日	災害発生時におけるあきる野市とあきる野市 内郵便局の協力に関する協定	あきる野郵便局 あきる野市内郵便局 代表 増戸郵便局
平成 27 年 10 月 1 日	広告付き避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング 株式会社
平成 28 年 3 月 31 日	災害時における医薬品等の調達業務に関する 協定書	アルフレッサ株式会社 青梅支店 酒井薬品株式会社福生営業所 株式会社スズケン福生支店 東邦薬品株式会社羽村営業所 株式会社メディセオ
平成 28 年 3 月 31 日	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人西多摩薬剤師会
平成 28 年 8 月 4 日	地域活性化包括連携協定 （災害時の支援に関すること）	(株)セブンイレブン・ジャパン
平成 29 年 4 月 1 日	大規模災害時における廃棄物処理等に関する 協定書	浦野産業株式会社、島田産業 有限会社、株式会社鈴木商店、 松村ダスト有限会社、サンエー 有限会社、有限会社五日市 清掃、株式会社スイーピング サービス
平成 29 年 6 月 1 日	災害時における二次避難所施設利用に関する 協定書	社会福祉法人武尊会 特別養護老人ホーム羽村園
平成 30 年 4 月 1 日 令和 6 年 3 月 1 日修正	災害時における避難場所施設利用に関する 協定書	学校法人菅生学園

第1部	第1編	震災編
第2部	第2編	風水害編
第3部	第3編	雪害編
第4部	第4編	火山編
第5部	第5編	その他編
資料編		

災害時応援協定等一覧（64件）

締結日	協定等名称	締結先
平成31年2月15日	避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	東京都建設局
平成31年2月15日	都立秋留台公園における連携協力に関する確認書	公益財団法人東京都公園協会
令和1年5月1日	災害時における避難場所施設利用に関する協定書	西秋川衛生組合
令和1年5月21日	災害時における応急対策業務に関する協定書	西多摩電設工業協同組合
令和1年7月17日	災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	医療法人杏林会 介護老人福祉施設 リハビリパークあきる野
令和3年5月1日	災害時等における要援護者の輸送協力に関する協定	横川観光株式会社
令和3年8月1日	災害時における救援物資の供給等に関する協定書	株式会社サンドラッグ
令和3年8月1日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定及び 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社
令和3年10月1日	あきる野市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
令和3年12月23日	災害時における自動車の貸与に関する協定書	株式会社ホンダ東京西
令和3年12月27日	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都 都内23特別区 都内26市 都内13町村
令和4年3月1日	災害時等における住民等及び自家用車等の避難に関する協定書	株式会社デルパラ
令和4年4月6日	災害時における避難所施設利用に関する協定書	羽村市 立川国際カントリー倶楽部
令和4年4月18日	電気自動車を活用した災害連携協定書	日産東京販売株式会社 日産自動車株式会社
令和4年5月16日	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書	東京消防庁秋川消防署
令和4年9月26日	災害時における救援物資の供給等に関する協定書	株式会社 クリエイトエス・ディー
令和4年10月26日	災害時における資機材の供給協力に関する協定書	株式会社アクティオ
令和4年12月14日	災害時における給電機能を備えた自動車の貸与に関する協定書	S&D多摩ホールディングス株式会社 トヨタS&D西東京株式会社
令和6年2月2日	電気自動車を活用した災害連携に関する協定書	横川観光株式会社
令和6年4月16日	災害時における物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社
令和6年4月22日	災害時における被災車両の移動等に関する協定書	エートス協同組合

締結日	協定等名称	締結先
令和 6 年 7 月 1 日	災害時における行政手続の支援活動に関する協定書	東京都行政書士会多摩西部支部
令和 6 年 12 月 16 日	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 金木星の会

第 1 編 震災編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
	第 4 部
第 2 編 風水害編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
第 3 編 雪害編	
第 4 編 火山編	
第 5 編 その他編	
資料編	

地震に対する10の備え

家具類の転倒・落下防止をしておこう

家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒や落下防止措置をしておく。

けがの防止や避難に支障のないように家具を配置しておく。

けが防止対策をしておこう

避難に備えてスリッパやスニーカーなどを準備しておく。

停電に備えて懐中電灯をすぐに使える場所に置いておく。

食器棚や窓ガラスなどには、ガラスの飛散防止措置をしておく。

家屋や塀の強度を確認しておこう

家屋の耐震診断を受け、必要な補強をしておく。

ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強しておく。

消火の備えをしておこう

火災の発生に備えて消火器の準備や風呂の水のくみ置きをしておく。

火災発生の早期発見と防止対策をしておこう

火災の早期発見のために、住宅用火災警報器の定期点検や設備の更新をしておく。

普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。

電気やガスに起因する火災発生防止のため感震ブレーカー、感震コンセントなどの防災機器を設置しておく。

非常用品を備えておこう

非常用品は、置く場所を決めて準備しておく。

車載ジャッキやカーラジオなど、身の周りにあるものの活用を考えておく。

家族で話し合っておこう

地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。

家族が離れ離れになった場合の安否確認の方法や集合場所などを決めておく。

家族で避難場所や避難経路を確認しておく。

普段のつき合いを大切にするなど、隣り近所との協力体制を話し合っておく。

地域の危険性を把握しておこう

地域の防災マップに加えて、わが家の防災マップを作っておく。

自分の住む地域の地域危険度を確認しておく。

防災知識を身につけておこう

新聞、テレビ、ラジオやインターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身につけておく。

消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学んでおく。

防災行動力を高めておこう

日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身につけておく。

第1部

第1編

震災編

第4部

第2編

風水害編

第3部

第3編

雪害編

第4編

火山編

第5編

その他編

資料編

地震その時10のポイント

グラッときたら身の安全

地震の時は、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。

落ちついて火の元確認初期消火

火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。

出火した時は、落ちついて消火する。

あわてた行動けがのもと

屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。

窓や戸を開け出口を確保する。

揺れがおさまった時に、避難できるよう出口を確保する。

落下物あわてて外に飛び出さない

瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので注意する。

門や塀には近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

正しい情報確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

確かめあおうわが家の安全隣りの安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

協力し合って救出・救護

転倒家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

避難の前に安全確認電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。

第1部	第1編	震災編	第1部	第2部	第3部	第4部
第2部	第2編	風水害編	第1部	第2部	第3部	
第3編	雪害編					
第4編	火山編					
第5編	その他編					
資料編						